

車両等購入に関する基本方針

山梨県総務部資産活用課庁舎管理室

令和5年4月

1 定 義

この別記において、「判断の基準」、「基準値 1」、「基準値 2」及び「配慮事項」の定義は、それぞれ下記のとおりとする。

- | | |
|---------|--|
| 「判断の基準」 | ： 法第 6 条第 2 項第 2 号に規定する特定調達物品等であるための基準 |
| 「基準値 1」 | ： 判断の基準において同一事項に複数の基準値を設定している場合に、当該事項におけるより高い環境性能の基準値であり、可能な限り調達を推進していく基準として示すもの |
| 「基準値 2」 | ： 判断の基準において同一事項に複数の基準値を設定している場合に、各機関において調達を行う最低限の基準として示すもの |
| 「配慮事項」 | ： 特定調達物品等であるための要件ではないが、特定調達物品等を調達するに当たって、更に配慮することが望ましい事項 |

2 自動車等

(1) 品目及び判断の基準等

乗用車	<p>【判断の基準】</p>
小型バス	<p>①乗用車にあつては、電動車等であること。ただし、ハイブリッド自動車の場合は、これに加えて表1に示された区分の排出ガス基準（ガソリン又はLPガスを燃料とする車両に限る。）に適合するとともに、表2に示された区分ごとの燃費基準値を満たし、かつ、備考12に示された算定式により算定された燃費基準値を下回らないこと。</p>
小型貨物車	<p>②小型バスにあつては、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。ただし、ガソリンを燃料とする場合は、これに加えて表1に示された区分の排出ガス基準に適合すること。</p>
バス等	<p>ア. 電動車等であること。</p>
トラック等	<p>イ. 次世代自動車であること又は表3に示された区分の燃費基準値を満たすこと。</p>
トラクタ	<p>③小型貨物車にあつては、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。ただし、ガソリン又はLPガスを燃料とする場合は、これに加えて表1に示された区分の排出ガス基準に適合すること。</p>
	<p>ア. 電動車等であること。</p>
	<p>イ. 次世代自動車であること又は利用する燃料に対応した表4-1-1、表4-2及び表4-3に示された区分の燃費基準値を満たすこと。ただし当分の間は表4-1-2の燃費基準を満たすこと。</p>
	<p>④バス等にあつては、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。</p>
	<p>ア. 電動車等であること。</p>
	<p>イ. 次世代自動車であること又は表5に示された区分の燃費基準値を満たすこと。</p>
	<p>⑤トラック等にあつては、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。</p>
	<p>ア. 電動車等であること。</p>
	<p>イ. 次世代自動車であること又は表6に示された区分の燃費基準値を満たすこと。</p>
	<p>⑥トラクタにあつては、基準値1はアを、基準値2はイを満たすこと。</p>
	<p>ア. 電動車等であること。</p>
	<p>イ. 次世代自動車であること又は表7に示された区分の燃費基準値を満たすこと。</p>
	<p>【配慮事項】</p>
	<p>①エアコンディショナーの冷媒に使用される物質の地球温暖化係数は150以下であること。</p>
	<p>②資源有効利用促進法の判断の基準を踏まえ、製品の長寿命化及び省資源化又は部品の再使用若しくは材料の再生利用のための設計上の工夫がなされていること。特に、希少金属類の減量化や再生利用のための設計上の工夫がなされていること。</p>
	<p>③再生材が可能な限り使用されていること。</p>
	<p>④バイオマスプラスチック又は植物を原料とする合成繊維であつて環境負荷低減効果が確認されたものが可能な限り使用されていること。</p>
	<p>⑤エコドライブ支援機能を搭載していること。</p>

備考) 1 本項の判断の基準の対象とする自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第2条の普通自動車、小型自動車及び軽自動車（二輪自動車を除く。）とする。

- 2 「車両総重量」とは、道路運送車両法第 40 条第 3 号に規定する車両総重量をいう。以下同じ。
- 3 「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号）第 1 条第 6 号に規定する空車状態における車両の重量をいう。以下同じ。
- 4 「電動車等」とは、電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車及び水素自動車をいう。
- 5 「次世代自動車」とは、電動車等、天然ガス自動車及びクリーンディーゼル自動車をいう。
- 6 「乗用車」とは、乗車定員 9 人若しくは 10 人以下かつ車両総重量 3.5t 以下の乗用自動車であって、普通自動車、小型自動車及び軽自動車をいう。
- 7 「小型バス」とは、乗車定員 11 人以上かつ車両総重量 3.5t 以下の乗用自動車をいう。
- 8 「小型貨物車」とは、車両総重量 3.5t 以下の貨物自動車をいう。
- 9 「バス等」とは、乗車定員 10 人以上かつ車両総重量 3.5t 超の乗用自動車をいう。
- 10 「トラック等」とは、車両総重量 3.5t 超の貨物自動車（けん引自動車を除く。）をいう。
- 11 「トラクタ」とは、車両総重量 3.5t 超の貨物自動車（けん引自動車に限る。）をいう。
- 12 乗用車に係る燃費基準値（WLTC モード燃費値）の算定方法は、次式による。
$$FE = (-2.47 \times 10^{-6} \times M^2 - 8.52 \times 10^{-4} \times M + 30.65) \times \alpha \times \beta \quad (M < 2,759\text{kg})$$
$$FE = 9.5 \times \alpha \times \beta \quad (M \geq 2,759\text{kg})$$
FE：燃費基準値（km/L）（小数点以下第 1 位未満を四捨五入）
M：車両重量（kg）
 α ：燃費基準達成率であって 0.6
 β ：燃料がガソリンの場合は 1.0、軽油の場合は 1.1、LP ガスの場合は 0.74
- 13 配慮事項①については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第 2 条第 2 項の指定製品の対象となる製品に適用するものとする。
- 14 「地球温暖化係数」とは、地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値をいう。
- 15 「希少金属類」とは、昭和 59 年 8 月の通商産業省鉱業審議会レアメタル総合対策特別小委員会において特定された 31 鉱種（希土類は 17 元素を 1 鉱種として考慮）の金属をいう。
- 16 「バイオマスプラスチック」とは、原料として植物などの再生可能な有機資源を使用するプラスチックをいう。
- 17 「環境負荷低減効果が確認されたもの」とは、製品のライフサイクル全般にわたる環境負荷についてトレードオフを含め定量的、客観的かつ科学的に分析・評価し、第三者の LCA 専門家等により環境負荷低減効果が確認されたものをいう。
- 18 「エコドライブ支援機能」とは、最適なアクセル操作、シフトチェンジ等の運転者への支援機能、エコドライブ実施状況の表示、分析・診断等の機能、カーナビゲーションシステムと連動した省エネルギー経路の選択機能等をいう。
- 19 ガソリンを燃料とする自動車にあつては、バイオエタノール混合ガソリン（E3、E10 及び ETBE）の供給体制が整備されている地域から、その積極的な利用に努めること。
- 20 軽油を燃料とする自動車にあつては、バイオディーゼル燃料混合軽油（B5）の供給体制が整備されている地域から、その積極的な利用に努めること。

表1 ガソリン自動車又はLPガス自動車に係る排出ガス基準

区 分		一酸化炭素	非メタン炭化水素	窒素酸化物
乗用車	JC08モード	1.15g/km以下	0.013g/km以下	0.013g/km以下
	WLTCモード	1.15g/km以下	0.05g/km以下	0.025g/km以下
小型バス（1.7t以下） 軽量貨物車	JC08モード	1.15g/km以下	0.025g/km以下	0.025g/km以下
	WLTCモード	1.15g/km以下	0.05g/km以下	0.025g/km以下
小型バス（1.7t超） 中量貨物車	JC08モード	2.55g/km以下	0.025g/km以下	0.035g/km以下
	WLTCモード	2.55g/km以下	0.075g/km以下	0.035g/km以下
軽貨物車	JC08モード	4.02g/km以下	0.025g/km以下	0.025g/km以下
	WLTCモード	4.02g/km以下	0.05g/km以下	0.025g/km以下

- 備考) 1 粒子状物質については、排出がないとみなされる程度であること。
 2 「軽量貨物車」とは、車両総重量1.7t以下の貨物自動車をいう。以下同じ。
 3 「中量貨物車」とは、車両総重量1.7t超3.5t以下の貨物自動車をいう。以下同じ。
 4 「軽貨物車」とは、貨物自動車のうち軽自動車であるものをいう。以下同じ。
 5 排出ガスの測定モードに即しJC08モード又はWLTCモードのいずれかを満たすこと。

表2 ガソリン乗用車、ディーゼル乗用車及びLPガス乗用車に係るJC08モード又はWLTCモード燃費基準

区 分	燃費基準値		
	ガソリン	ディーゼル	LPガス
車両重量が [♯] 741kg未満	24.6km/L以上	27.1km/L以上	19.2km/L以上
車両重量が [♯] 741kg以上856kg未満	24.5km/L以上	27.0km/L以上	19.2km/L以上
車両重量が [♯] 856kg以上971kg未満	23.7km/L以上	26.1km/L以上	18.5km/L以上
車両重量が [♯] 971kg以上1,081kg未満	23.4km/L以上	25.8km/L以上	18.3km/L以上
車両重量が [♯] 1,081kg以上1,196kg未満	21.8km/L以上	24.0km/L以上	17.1km/L以上
車両重量が [♯] 1,196kg以上1,311kg未満	20.3km/L以上	22.4km/L以上	15.9km/L以上
車両重量が [♯] 1,311kg以上1,421kg未満	19.0km/L以上	20.9km/L以上	14.9km/L以上
車両重量が [♯] 1,421kg以上1,531kg未満	17.6km/L以上	19.4km/L以上	13.8km/L以上
車両重量が [♯] 1,531kg以上1,651kg未満	16.5km/L以上	18.2km/L以上	12.9km/L以上
車両重量が [♯] 1,651kg以上1,761kg未満	15.4km/L以上	17.0km/L以上	12.1km/L以上
車両重量が [♯] 1,761kg以上1,871kg未満	14.4km/L以上	15.9km/L以上	11.3km/L以上
車両重量が [♯] 1,871kg以上1,991kg未満	13.5km/L以上	14.9km/L以上	10.6km/L以上
車両重量が [♯] 1,991kg以上2,101kg未満	12.7km/L以上	14.0km/L以上	10.0km/L以上
車両重量が [♯] 2,101kg以上2,271kg未満	11.9km/L以上	13.1km/L以上	9.3km/L以上
車両重量が [♯] 2,271kg以上	10.6km/L以上	11.7km/L以上	8.3km/L以上

表3 小型バス（車両総重量3.5t以下）に係るJC08モード又はWLTCモード燃費基準

区 分	燃費基準値
ガソリンを燃料とする小型バス	8.5km/L以上
軽油を燃料とする小型バス	9.7km/L以上

表4-1-1 ガソリン小型貨物車に係るJC08モード又はWLTCモード燃費基準

区 分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手 動 式	741kg未満	構造A	24.4km/L以上
		741kg以上		21.3km/L以上
	手動式以外のもの	741kg未満		21.9km/L以上
		741kg以上 856kg未満		20.6km/L以上
	手 動 式	856kg以上		19.8km/L以上
		741kg未満		19.1km/L以上
		741kg以上 856kg未満	18.9km/L以上	
		856kg以上 971kg未満	18.1km/L以上	
	手動式以外のもの	971kg以上	17.2km/L以上	
		構造B	741kg未満	17.2km/L以上
			741kg以上 856kg未満	16.8km/L以上
			856kg以上 971kg未満	16.2km/L以上
971kg以上	15.4km/L以上			
軽量貨物車	手 動 式	1,081kg未満		21.3km/L以上
		1,081kg以上		19.7km/L以上
	手動式以外のもの	1,081kg未満		20.0km/L以上
		1,081kg以上1,196kg未満		18.2km/L以上
		1,196kg以上		16.9km/L以上
中量貨物車	手 動 式		構造A	14.9km/L以上
		手動式以外のもの		1,311kg未満
	1,311kg以上			13.3km/L以上
	手 動 式	1,311kg未満	構造B1	12.5km/L以上
			構造B2	11.8km/L以上
		1,311kg以上1,421kg未満	構造B1	11.1km/L以上
			構造B2	10.7km/L以上
		1,421kg以上1,531kg未満	構造B1	10.8km/L以上
			構造B2	10.4km/L以上
		1,531kg以上1,651kg未満	構造B1	10.5km/L以上
			構造B2	10.2km/L以上
	1,651kg以上1,761kg未満	構造B1	10.3km/L以上	
構造B2		9.8km/L以上		

		1,761kg以上	構造B1	10.2km/L以上	
			構造B2	9.3km/L以上	
	手動式以外のもの	1,311kg未満		構造B1	11.4km/L以上
				構造B2	11.0km/L以上
		1,311kg以上1,421kg未満		構造B1	10.3km/L以上
				構造B2	10.2km/L以上
		1,421kg以上1,531kg未満		構造B1	10.1km/L以上
				構造B2	9.3km/L以上
		1,531kg以上1,651kg未満		構造B1	9.9km/L以上
				構造B2	9.0km/L以上
		1,651kg以上		構造B2	8.3km/L以上
		1,651kg以上1,761kg未満	構造B1		9.6km/L以上
	1,761kg以上1,871kg未満	9.2km/L以上			
1,871kg以上	8.9km/L以上				

備考) 1 「構造 A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。以下同じ。

ア 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。

イ 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。

ウ 運転者室の前方に原動機を有するものであること。

2 「構造 B」とは、構造 A 以外の構造をいう。以下同じ。

3 「構造 B1」とは、構造 B のうち備考 1 イに掲げる要件に該当する構造をいう。以下同じ。

4 「構造 B2」とは、構造 B のうち構造 B1 以外の構造をいう。以下同じ。

表 4-1-2 ガソリン小型貨物車に係る JC08 モード又は WLTC モード燃費基準

区 分				燃費基準値	
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造		
軽貨物車	手 動 式	741kg未満	構造A	23.2km/L以上	
		741kg以上		20.3km/L以上	
	手動式以外のもの	741kg未満		20.9km/L以上	
		741kg以上 856kg未満		19.6km/L以上	
		856kg以上		18.9km/L以上	
	手 動 式	741kg未満		構造B	18.2km/L以上
		741kg以上 856kg未満			18.0km/L以上
		856kg以上 971kg未満			17.2km/L以上
		971kg以上			16.4km/L以上
	手動式以外のもの	741kg未満		16.4km/L以上	
		741kg以上 856kg未満		16.0km/L以上	
		856kg以上 971kg未満		15.4km/L以上	
971kg以上		14.7km/L以上			
軽量貨物車	手 動 式	1,081kg未満		18.5km/L以上	
		1,081kg以上		17.1km/L以上	
	手動式以外のもの	1,081kg未満		17.4km/L以上	

		1,081kg以上1,196kg未満		15.8km/L以上
		1,196kg以上		14.7km/L以上
中量貨物車	手動式		構造A	14.2km/L以上
	手動式以外のもの	1,311kg未満		13.3km/L以上
		1,311kg以上		12.7km/L以上
	手動式	1,311kg未満	構造B1	11.9km/L以上
			構造B2	11.2km/L以上
		1,311kg以上1,421kg未満	構造B1	10.6km/L以上
			構造B2	10.2km/L以上
		1,421kg以上1,531kg未満	構造B1	10.3km/L以上
			構造B2	9.9km/L以上
		1,531kg以上1,651kg未満	構造B1	10.0km/L以上
			構造B2	9.7km/L以上
		1,651kg以上1,761kg未満	構造B1	9.8km/L以上
			構造B2	9.3km/L以上
	1,761kg以上	構造B1	9.7km/L以上	
		構造B2	8.9km/L以上	
	手動式以外のもの	1,311kg未満	構造B1	10.9km/L以上
			構造B2	10.5km/L以上
		1,311kg以上1,421kg未満	構造B1	9.8km/L以上
			構造B2	9.7km/L以上
		1,421kg以上1,531kg未満	構造B1	9.6km/L以上
構造B2			8.9km/L以上	
1,531kg以上1,651kg未満		構造B1	9.4km/L以上	
		構造B2	8.6km/L以上	
1,651kg以上		構造B2	7.9km/L以上	
1,651kg以上1,761kg未満	構造B1	9.1km/L以上		
		1,761kg以上1,871kg未満	8.8km/L以上	
		1,871kg以上	8.5km/L以上	

備考) 1 「構造 A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。以下同じ。

ア 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。

イ 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。

ウ 運転者室の前方に原動機を有するものであること。

2 「構造 B」とは、構造 A 以外の構造をいう。以下同じ。

3 「構造 B1」とは、構造 B のうち備考 1 イに掲げる要件に該当する構造をいう。以下同じ。

4 「構造 B2」とは、構造 B のうち構造 B1 以外の構造をいう。以下同じ。

表 4-2 ディーゼル小型貨物車に係る JC08 モード又は WLTC モード燃費基準

区 分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	

軽貨物車	手 動 式	741kg未満	構造A	26.8km/L以上	
		741kg以上		23.4km/L以上	
	手動式以外のもの	741kg未満		24.1km/L以上	
		741kg以上 856kg未満		22.6km/L以上	
	856kg以上	21.8km/L以上			
	手 動 式	741kg未満		構造B	21.0km/L以上
		741kg以上 856kg未満	20.8km/L以上		
		856kg以上 971kg未満	19.9km/L以上		
		971kg以上	18.9km/L以上		
	手動式以外のもの	741kg未満	18.9km/L以上		
		741kg以上 856kg未満	18.5km/L以上		
		856kg以上 971kg未満	17.8km/L以上		
971kg以上		17.0km/L以上			
軽量貨物車	手 動 式	1,081kg未満			23.4km/L以上
		1,081kg以上			21.6km/L以上
	手動式以外のもの	1,081kg未満			22.0km/L以上
		1,081kg以上1,196kg未満			20.0km/L以上
		1,196kg以上		18.6km/L以上	
中量貨物車	手 動 式	1,421kg未満	構造A又は構造B1	15.2km/L以上	
			構造B2	15.0km/L以上	
		1,421kg以上1,531kg未満	構造A又は構造B1	14.8km/L以上	
			構造B2	13.5km/L以上	
		1,531kg以上1,651kg未満	構造A又は構造B1	14.5km/L以上	
			構造B2	13.2km/L以上	
		1,651kg以上1,761kg未満	構造A又は構造B1	14.3km/L以上	
			構造B2	13.0km/L以上	
		1,761kg以上1,871kg未満	構造A又は構造B1	14.0km/L以上	
			構造B2	12.6km/L以上	
		1,871kg以上1,991kg未満	構造A又は構造B1	13.4km/L以上	
			構造B2	11.9km/L以上	
	1,991kg以上2,101kg未満	構造A又は構造B1	12.9km/L以上		
		構造B2	11.8km/L以上		
	2,101kg以上	構造A又は構造B1	12.3km/L以上		
		構造B2	11.7km/L以上		
手動式以外のもの	1,421kg未満	構造A又は構造B1	13.8km/L以上		
		構造B2	13.1km/L以上		
	1,421kg以上1,531kg未満	構造A又は構造B1	13.4km/L以上		
		構造B2	12.4km/L以上		
1,531kg以上1,651kg未満	構造A又は構造B1	12.1km/L以上			
	構造B2	11.4km/L以上			
1,651kg以上1,761kg未満	構造A又は構造B1	11.9km/L以上			

			構造B2	11.1km/L以上
		1,761kg以上1,871kg未満	構造A又は構造B1	11.6km/L以上
			構造B2	10.2km/L以上
		1,871kg以上1,991kg未満	構造A又は構造B1	11.3km/L以上
			構造B2	10.0km/L以上
		1,991kg以上2,101kg未満	構造A又は構造B1	10.8km/L以上
			構造B2	9.5km/L以上
		2,101kg以上	構造A又は構造B1	9.9km/L以上
			構造B2	9.2km/L以上

表4-3 LPガス小型貨物車に係る10・15モード燃費基準

区 分				燃費基準値
自動車の種別	変速装置の方式	車両重量	自動車の構造	
軽貨物車	手 動 式	703kg未満	構造A	15.8km/L以上
			構造B	13.3km/L以上
		703kg以上 828kg未満	構造A	14.1km/L以上
			構造B	13.1km/L以上
		828kg以上		12.1km/L以上
		手動式以外のもの	703kg未満	構造A
	構造B			12.7km/L以上
	703kg以上 828kg未満		構造A	12.9km/L以上
		構造B	12.1km/L以上	
828kg以上		11.7km/L以上		
軽量貨物車	手 動 式	1,016kg未満		13.9km/L以上
		1,016kg以上		12.3km/L以上
	手動式以外のもの	1,016kg未満		11.7km/L以上
		1,016kg以上		10.8km/L以上
中量貨物車（車両総重量が2.5t以下のものに限る）	手 動 式	1,266kg未満	構造A	11.3km/L以上
			構造B	9.6km/L以上
		1,266kg以上1,516kg未満		8.4km/L以上
	1,516kg以上		7.3km/L以上	
	手動式以外のもの	1,266kg未満	構造A	9.8km/L以上
		構造B	8.8km/L以上	
1,266kg以上		8.1km/L以上		

表5 路線バス、一般バス（車両総重量3.5t超）に係るJH15モード（重量車モード）燃費基準

区 分	燃費基準値	
	路線バス	一般バス
車両総重量が3.5t超 6t以下	7.32km/L以上	9.49km/L以上
車両総重量が 6t超 8t以下		6.85km/L以上
車両総重量が 8t超10t以下	6.62km/L以上	6.69km/L以上
車両総重量が 10t超12t以下	6.06km/L以上	5.99km/L以上
車両総重量が 12t超14t以下	5.40km/L以上	5.47km/L以上
車両総重量が 14t超16t以下	4.44km/L以上	4.26km/L以上
車両総重量が 16t超		3.75km/L以上

備考) 1 「路線バス」とは、乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5t超の乗用自動車であって、高速自動車国道等に係る路線以外の路線を定めて定期的に運行する旅客自動車運送事業用自動車をいう。

2 「一般バス」とは、乗車定員11人以上かつ車両総重量3.5t超の乗用自動車であって、路線バス以外の自動車をいう。

表6 トラック等（車両総重量3.5t超）に係るJH15モード（重量車モード）燃費基準

区 分	最大積載量	燃費基準値
車両総重量が3.5t超7.5t以下	最大積載量が ¹ 1.5t以下	11.37km/L以上
	最大積載量が ¹ 1.5t超2t以下	10.87km/L以上
	最大積載量が ² 2t超3t以下	9.99km/L以上
	最大積載量が ³ 3t超	8.53km/L以上
車両総重量が7.5t超8t以下		7.60km/L以上
車両総重量が 8t超10t以下		6.85km/L以上
車両総重量が 10t超12t以下		6.30km/L以上
車両総重量が 12t超14t以下		5.97km/L以上
車両総重量が 14t超16t以下		5.22km/L以上
車両総重量が 16t超20t以下		4.36km/L以上
車両総重量が 20t超		4.24km/L以上

表7 トラクタ（車両総重量3.5t超のけん引自動車）に係るJH15モード（重量車モード）燃費基準

区 分	燃費基準値
車両総重量が20t以下のトラクタ	3.24km/L以上
車両総重量が20t超のトラクタ	2.11km/L以上

(2) 目標の立て方

乗用車にあつては、当該年度における調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。

小型バス、小型貨物車、バス等、トラック等及びトラクタにあつては、当該年度における調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める基準値1及び基準値2それぞれの基準を満たす物品の数量（台数）の割合とする。ただし、一般公用車及び一般公用車以外の自動車それぞれについて、国及び県における次世代自動車の導入目標等も踏まえ、目標を立てる

3 タイヤ

(1) 品目及び判断の基準等

乗用車用タイヤ	<p>【判断の基準】</p> <p>① 次の要件を満たすこと。 ア. 基準値 1 は、転がり抵抗係数が 7.7 以下であること。 イ. 基準値 2 は、転がり抵抗係数が 9.0 以下であること。</p> <p>② スパイクタイヤでないこと。</p> <p>【配慮事項】</p> <p>① 製品の長寿命化に配慮されていること。 ② 走行時の静粛性の確保に配慮されていること。 ③ 製品の包装又は梱包は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の負荷低減に配慮されていること。 ④ 包装材等の回収及び再使用又は再生利用のためのシステムがあること。</p>
---------	--

- 備考) 1 本項の判断の基準の対象とする「乗用車用タイヤ」は、市販用のタイヤ（スタッドレスタイヤを除く。）であって、自動車の購入時に装着されているタイヤを規定するものではない。
- 2 「転がり抵抗係数」の試験方法は、ISO 28580 による。
- 3 判断の基準①については、ISO 23671 に基づき基準タイヤ対比によるウェットグリップ指数を算出し、100 倍したウェットグリップ性能が 110 以上であるタイヤとする。
- 4 判断の基準②は、スパイクタイヤ粉じんの発生を防止し、もって国民の健康を保護するとともに、生活環境を保全するというスパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律（平成 2 年法律第 55 号）の趣旨を踏まえたものである。

(2) 目標の立て方

当該年度における乗用車用タイヤの調達総量（本数）に占める基準値 1 及び基準値 2 それぞれの基準を満たす物品の数量（本数）の割合とする。